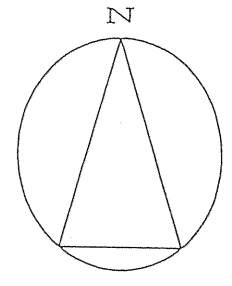
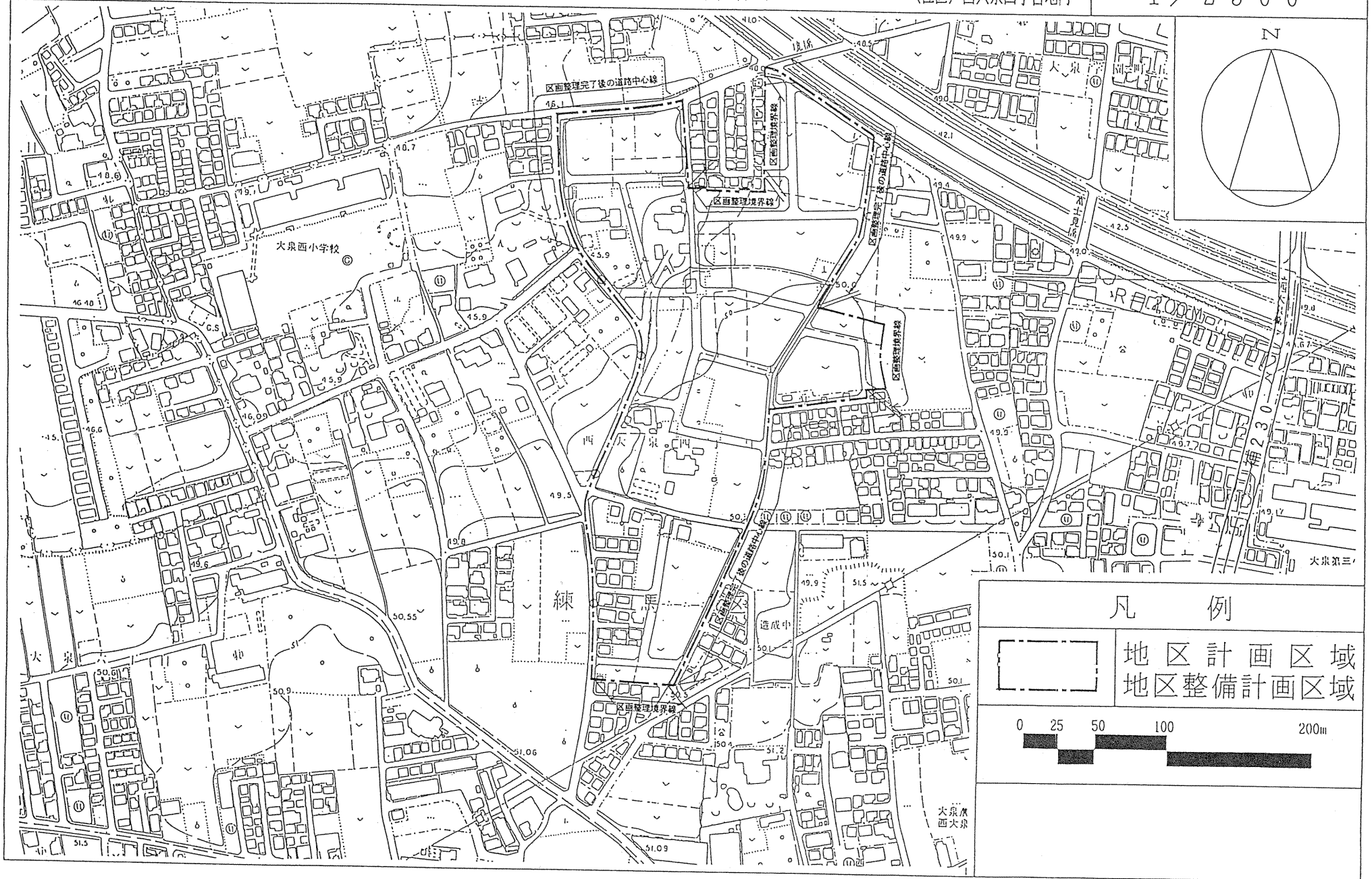


東京都市計画地区計画の決定（練馬区決定）案
都市計画西大泉四丁目地区地区計画を次のように決定する。



名 称		西大泉四丁目地区地区計画
位 置		練馬区西大泉四丁目地内
面 積		約 5.5 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	土地区画整理事業の施行により道路や公園などの都市基盤施設が整備される区域及びその周辺区域において、事業の効果を維持増進し、緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地を形成する。
	土地利用の方針	農地と調和した緑豊かで良好な低層住宅地の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地を形成するため、次のとおり定める。 1 敷地の細分化による日照や通風などの居住環境の悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 2 良好な居住環境と街並みを形成するため、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。 3 豊かな緑を形成するため、垣又はさくの構造の制限を定める。
地区整備計画	位 置	練馬区西大泉四丁目地内
	面 積	約 5.5 h a
	建築物の敷地面積の最低限度	110 m ²
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0 m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3 m以下かつ床面積の合計が5 m ² 以内であるもの (3) 自動車車庫で、軒の高さが2.3 m以下かつ周囲を囲わない構造であるもの 2 建築物の壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5 m以上とする。ただし、自動車車庫で、軒の高さが2.3 m以下かつ周囲を囲わない構造であるものはこの限りでない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根及び外壁又はこれに代わる柱は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色彩とする。
垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンス等の透視可能な構造のものとする。ただし、高さ80 cm以下の部分についてはこの限りでない。	

「区域は、計画図表示のとおり。」

(理由) 土地区画整理事業による公共施設整備とあわせて、緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地を形成するため、地区計画を決定する。



凡 例

	地区計画区域
	地区整備計画区域



大泉
西大泉